クビアカツヤカミキリは、特定外来生物に指定されています。

- 特定外来生物は、飼養 (飼育)・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されています。
- 外来生物法に違反すると、個人の場合は最大で 300 万円の罰金もしくは 3 年間の懲役、法人の場合は最大で 1 億円の罰金が科されます。

成虫の特徴

全体的に光沢のある黒色で、胸部(クビの部分)が赤い



体 長
2.5 ～ 4 cm
頭からお尻までの長さ
(触角は含まず)

原産地は中国、朝鮮半島、ベトナム北部など。貨物などの物資にまぎれて日本に侵入したと考えられています。



成虫は 5 月末～ 8 月に発生します。

すぐに交尾した後、飛び回って幹や主枝の割れ目に産卵します。
ふ化した幼虫は木の内部に入り込んでいきます。

木の中でさなぎから成虫になり、幹に細長い穴(脱出孔)をあけて、出てきます。



脱出孔(右上)と幼虫、フラス(下)の写真提供：埼玉県環境科学国際センター

幼虫は樹木の内部で、2~3年かけて成長し、さなぎになります。



幼虫が入り込んだ樹木からは、うどん状のフラス(幼虫のフンと木くずが混ざったもの)が排出されるため、目印となります。
幼虫の成長が進むと、さらに大量のフラスが排出されます。

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。

2012 年に日本国内で初めて発見されて以来、全国各地に次々と分布を拡大し、街路樹や果樹園で被害が出ています。

被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。

上の写真のようなカミキリムシやフラスを見つけた場合は、土地や施設の管理者、最寄りの関係行政機関にお知らせください。

環境省

◆全国に飛び地的に拡がっています

今後、いつ・どこの地域で見つかってもおかしくありません。

被害1

ウメやモモ等の果樹を加害し、甚大な農業被害をもたらします。

被害2

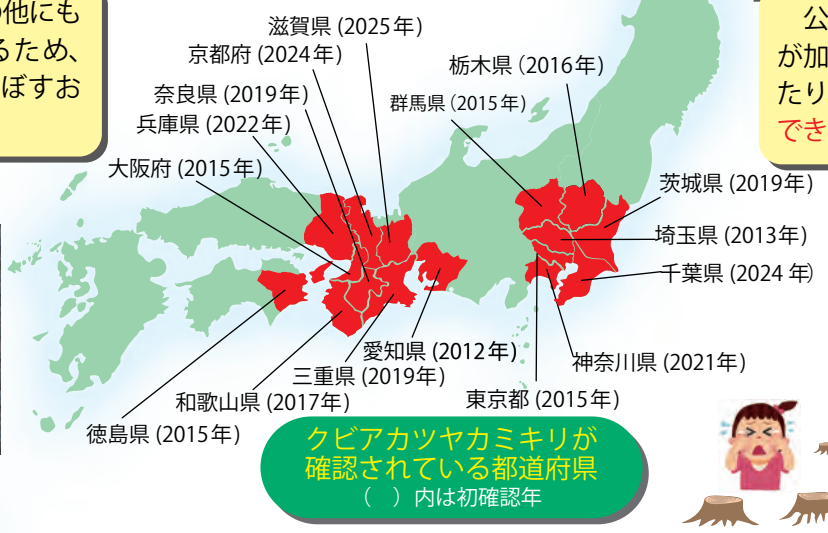
サクラやウメ・モモの他にも様々な樹種を食害するため、生態系にも影響をおよぼすおそれがあります。

被害3

公園や街路樹などのサクラが加害されると景観が悪化したり、お花見を楽しむことができなくなってしまいます。



写真提供：埼玉県環境科学国際センター





数年後



（上）（下）写真提供：樹木医1589

食害が進むと、枝が落ちたり木が倒れたりして、人がけがをするおそれがでてきます。また、まん延を防ぐために薬剤を注入したり、場合によっては枯れていなくても伐採しなくてはならないこともあります。

防除・伐採時の留意点

●伐採後も幼虫は木の中で生き続け、成虫になることができるため、伐採した木は放置せず、速やかに焼却または粉砕する必要があります。また、切り株は抜根するか、それが困難な場合はブルーシートやモルタルなどで被覆する処置をしてください。

●伐採したり、枯死した木を安易に移動させると、クビアカツヤカミキリを拡散し、被害の拡大につながるおそれがあるため、移動させる前に適切な処置をする必要があります。

●防除のために木にネット等を巻く場合、木とネットを密着させると食いやぶってしまうため、ある程度余裕をもたせてください。



もし、クビアカツヤカミキリを見つけたら

・下記の環境省地方環境事務所、または土地や施設の管理者、自治体窓口までご連絡ください。
・発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
・可能であれば、写真を撮影してください。
・成虫を捕まえた場合は殺処分してください（生きたまま持ち運ぶことは違法となります）。
・死んでいる個体であっても、見つけた場合には連絡してください。

お問い合わせ

北海道地方環境事務所	011-299-1954	信越自然環境事務所	026-231-6573	四国事務所	087-811-7240
釧路自然環境事務所	0154-32-7500	中部地方環境事務所	052-955-2139	九州地方環境事務所	096-322-2413
東北地方環境事務所	022-722-2876	近畿地方環境事務所	06-6881-6505	沖縄奄美自然環境事務所	098-836-6400
関東地方環境事務所	048-600-0817	中国四国地方環境事務所	086-223-1561		

環境省外来生物対策室　TEL 03-5521-8344

環境省「日本の外来種対策」
https://www.env.go.jp/nature/intro/

2025 年 7 月改訂